平成２１年（フ）第１４３０号
埼玉県上尾市大字上859番地170、開始決定時の住所埼玉県和光市新倉２丁目19番45―704号　リーベスト和光Ⅱ
破産者　高橋　昌介
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３１号
埼玉県上尾市大字上859番地170
破産者　高橋　映子
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８９号
埼玉県川口市芝４丁目８番22号　ハイツ芝202号、申立時の住所埼玉県川口市芝富士１丁目２番９号
破産者　三上　政司
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
さいたま市南区内谷１－５－４　プラッサム１－203号相川方、住民票上の住所埼玉県戸田市美女木１丁目19番地の３　レオパレス美女109号室
破産者　玉置　正夫
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２４号
埼玉県新座市新座３丁目４番11―102号
破産者　戸頃　則夫
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８６号
さいたま市見沼区大字御蔵1432番地147　コーポＫ201号
破産者　佐々木啓一
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４１０号
札幌市豊平区月寒東２条17丁目３番40―204号
破産者　和田　邦彦
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０７号
盛岡市本宮字久保筋179番地
破産者　柿崎　ナミ
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５０４号
盛岡市永井16地割102番地４　ヴィアグランシャリオ206号
破産者　福原　俊一
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１９２０号
仙台市宮城野区燕沢２丁目19番18号
破産者　庄司　行宏
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３４号
宮城県多賀城市山王字中山王11番地の２　ハイム順202号
破産者　伊藤　絹子
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２－５　第４号棟第301号室、住民票上の住所仙台市青葉区米ケ袋２丁目４番11号
破産者　尾山　勝美
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
宮城県大崎市岩出山上野目字天王寺31番地
破産者　佐々木竜也
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
宮城県大崎市古川栄町３番53号　フォーマル98　203号
破産者　須貝　邦康
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
宮城県大崎市古川新田字大西１番地101
破産者　三浦　孝行
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
山形県東根市神町東２丁目４番57―８号、開始決定時住所山形県尾花沢市大字五十沢1099番地
破産者　奥山酒店こと　奥山　テル
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１１号
山形市南館３丁目22番31号　安孫子アパート１階
破産者　佐藤　達雄
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１１号
山形県天童市天童中１丁目１番28号　コーポ越前103号室、開始決定時の住所山形県天童市南町２丁目11番12号
破産者　會田　正洋
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５２号
山形市大字大森1035番地の１
破産者　熊谷富士雄
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部